

令和8年3月30日

一般国道158号（中部縦貫自動車道(安房峠道路)）に係る業務実施計画の変更について

記

8（2）中、「③申請書の記載事項が適正であること。」の次に「また、機構は、中日本高速道路株式会社以外の高速道路会社（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する会社）にも助成金を交付することができるものとする。」を加える。

添付書類

別添1 一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定

※「貸付料及び貸付期間算出の基礎を記載した書類」及び「推定交通量及びその算出の基礎を記載した書類」は、平成18年3月31日付け国道高管第73号で認可された一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に係る業務実施計画の別添2及び別添3のとおり。